

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会4月総会

日 時	令和2年4月28日(水)午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 十和地域振興局 2階大ホール	
日 程		
第1	指定第1号	会期の決定について
第2	指定第2号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
第4	報告第2号	非農地証明事務処理報告
第5	議案第1号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第3号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第4号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9	議案第5号	時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
第10	議案第6号	四万十町農業振興地域整備計画の変更について
第11		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 欠席 | 21. 欠席 | 22. 欠席 | 23. 欠席 | 24. 欠席 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 欠席 | 28. 欠席 | 29. 欠席 |
| 30. 欠席 | 31. 欠席 | 32. 欠席 | 33. 欠席 | 34. 欠席 |
| 35. 欠席 | 36. 欠席 | 37. 欠席 | 38. 欠席 | 39. 欠席 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | |
| 24. 市川 絢子 | 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | |
| 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 猪野 啓一 | |
| 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 | 35. 山崎 力 | |
| 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 | |

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

〔農林水産課〕

池上 康一・岡村 彩世

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会4月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、林会長よりご挨拶申し上げます。

会長 大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。局長が申した通りコロナウイルスの関係でこういう状態で会をしなくてはいけない、本当に寂しく残念です。先が見えないので不安に思っています。ただ、こういう中で農林水産課から、皆さんにお世話になったアンケートの件等々について説明をしていただきますが、人・農地プランの実質化ということで皆さんに活動していただくことになっておりますので、今後ともコロナに気を付けて頂きながら活動をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願います。通常であれば、憲章朗読を行う所ですが、今回は省かせていただきます。

事務局から諸報告がありましたら願います。

事務局 本庁の事務局体制について報告いたします。昨年は、4条、5条は次長が、3条、利用権を田中が担当しておりましたが、今年は担当を交代しまして4条、5条を田中が、3条、利用権を次長が担当するようになりましたので、よろしく願います。

先ほど、会長からありましたように本日の総会の最後に農林水産課から今年の事業や人・農地プランについて説明をしていただく予定になっております。以上です。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員は控えさせていただいております。農業委員全員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和2年4月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 14 番、武内 道則委員と、15 番、吉良 榮委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第 3、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」報告します。ページは、3 ページです。件数は、窪川地域の 1 件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号 1 土地の所在、茂串町 244 番、地目、畑、面積、304 m²です。

以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積が 3,070 m²です。届出日、令和 2 年 3 月 23 日、届出事由 相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。以上です。

議長 報告第 1 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 1 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 2 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第 4 報告 2 号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行したので報告します。議案書は 4 ページをご覧ください。今月は全部で 2 件となっております。1 番からご説明いたします。添付資料は、1 ページから 2 ページです。六反地字クワバラ谷口 80 番 1、地目、畑、面積、84 m²、同じく、80 番 3、地目、畑、面積、10 m²です。申請地は、15 年以上前より耕作放棄し、現在に至っております。担当委員、職員で現地を確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4、証明基準のウ、やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め、令和 2 年 3 月 19 日、非農地証明書を発行しております。続きまして、2 番 添付資料は、3 ページから 4 ページです。大井野字梶田 439 番 2、地目、田、面積、628 m²です。申請地は、年月日不詳、残土処理のため埋め立てられ、30 年以上前から今の状態で駐車場などとして使用されております。担当委員、職員で確認し、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和 2 年 4 月 3 日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第 2 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第 2 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご

説明いたします。議案書は5ページです。件数は5件で窪川地域が5件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の5ページをご覧ください。

番号1番から4番までは、譲受人が同じですので一括して説明します。

番号1番、土地の所在地、興津字瀧ノ下167番、地目、畑、面積、737㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。

番号2番、土地の所在地、興津字元脇137番、地目、畑、面積、376㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。

番号3番、土地の所在地、興津字元脇138番、地目、畑、面積、228㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。

番号4番、土地の所在地、興津字元脇164番、地目、畑、面積、231㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。

譲受人の耕作面積は5,350㎡です。下限面積は達成しています。申請地では、ミョウガを栽培する計画となっております。申請地は、譲渡人との間で貸借され、現在譲受人のハウスが整備されています。譲渡人の希望により、この度売買が成立したものです。

番号5番、土地の所在地、与津地字幸地1506番、地目、田、面積、1,438㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。譲受人の耕作面積は31386.8㎡です。下限面積は達成しています。申請地では水稻を栽培する計画となっております。なお、今回申請のあった議案につきましては、全て農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。番号1番から4番までは同じ人なので一括して補足説明をお願いしたいと思います。

議長 11番 甫喜本治誠委員。

11番 1番から4番までの件ですが、ほとんど内容が同じなので、一括して説明します。土地の現状は、畑であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は、地域の担い手でもあり、意欲ある農家です。今後もミョウガを栽培する計画です。以上の結果、番号1番から4番の所有権移転は問題ないと判断します。以上です。

議長 番号5番 太田祥一委員。

5番 番号5番について、譲受人から確認しました。現況は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、こちらに住所を置いていないため、今回この農地の近くに住む譲受人に売買することになったそうです。譲受人は、親子で専業農家と

して水稲、生姜を栽培している農家で、地域の担い手として活躍しています。以上です。

議長 議案第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 はい、17番 中原英昭委員。

17番 譲受人1人で譲渡人4人にもかかわらず、譲受理由は、相手方の要望で譲渡理由が本人希望の希望とは、どういう状況ですか。

事務局 先ほども少し触れましたが、既にハウスが建っていてお互いには貸借契約が結ばれているということで、県外、地元の方もいますが、この土地に対して譲受人、今貸している方に譲りたい、手放したいということで、今回話がまとまったと聞いています。

議長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は6ページです。今月は窪川地域の2件です。それでは番号1番について説明します。添付資料は、7ページから10ページです。申請地は、1筆。土地の所在、窪川中津川字中屋敷829番1、地目、畑、面積、145㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、居宅兼事務所の新設です。転用理由は、新たに居宅兼事務所を新設、業務内容は同地域内にあった簡易郵便局が閉鎖されたことにより、新たに簡易郵便局を開設し事務所として使用するそうです。また、譲受人は現在町外に居住していますが、南海トラフ大地震時に住まいが津波の影響を受けることがあるため、転居先として居宅も合わせて

整備するものとなっております。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、添付資料の9ページの土地利用計画図に示している形で、居宅兼事務所及び駐車場などを整備する計画となっております。周囲の状況は、東側は県道、南側は宅地、西の山手側と北側に茶畑がありますが、特に影響はないと考えます。土地の造成計画については特にありません。進入路については、東側の県道から進入します。排水計画については、雨水は自然浸透、一部申請地内の北側排水路へ排水。家庭排水は、合併浄化槽を經由し北側排水路へ排水する計画となっております。排水路は、降雨時に申請地内に自然発生した水路であり、公図上は存在しません。県道道路排水へ接続され排水のみであり、用水の機能はありません。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

続きまして番号2、添付資料は11ページから14ページです。申請地は1筆。土地の所在、興津字上木戸893番1、地目、田、面積、584㎡の農地です。権利事由は、賃貸借権設定です。借受人、貸付人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設の新設です。転用理由は、東側に隣接する借受人のハウス作業の為の作業小屋や資材置き場等の農業用施設を新設するためです。農地区分ですが、申請地は10ha以上の広がりがあり、また圃場整備済み農地ですので第1種農地と判断しています。転用計画につきましては、添付資料の13ページの土地利用計画図に示している形で、作業小屋、駐車場、資材置き場などを整備する計画です。周囲の状況は、西側は町道、その他周辺農地、水路であり、特に営農には影響がないものと考えています。土地の造成計画については、特に計画はありません。進入計画については、西側の町道から進入します。道路工事、占用許可については、許可を取得しています。排水計画については、雨水は自然浸透、一部は申請地内の東側へ新設する排水路と南側の既存の水路へ排水します。資金計画につきましては、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上です。

議長 議案第2号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、6番 下元誠一郎委員。

6番 担当委員である推進委員が、譲受人より聞き取りを行ってきたのを、私が代わりに報告いたします。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可があり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性は、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周りには農地がなく、山側に農地がありますが、高い段があるので排水には問題ないと思います。以上の確認の結果、番号1番の転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号2、11番 甫喜本治誠委員。

11番 番号2番ですが、ハウスの横にある土地です。そこに作業小屋を建てるということ

で、許可があり次第着手することを確認しています。面積におきましても必要最小限の計画面積で問題ないと思います。周辺農地の同意もあり、営農への支障についても問題ないと思います。排水計画についても、すぐ横に排水溝もありますし、営農への問題もないと思います。以上の結果、番号2番の転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第2号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 1番、下元弘章委員。

1番 計画期間を過ぎたら撤去して元に戻すということですか。

事務局 備考欄の計画期間は、転用に係る工事に要する期間で、使用する期間ではないです。

1番 畑が居宅兼事務所とか資材置き場が変わったらそのままずっと使うということですか。

事務局 1番については、所有権移転を伴いますので名義も変わりますし、登記で地目も変わります。2番については、賃貸借ですので、貸し借りということになります。

議長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第3号 番号9番から11番は議席番号10番、山本道雄委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、番号1番から8番の審議、採決を行い、その後10番、山本道雄委員に退席していただき、番号9番から番号11番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 5 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは 8 ページから 10 ページです。件数は 11 件になります。うち、窪川地域 10 件、西部地域 1 件です。利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者の氏名、住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等については 16 ページからになります。それでは、順に説明します。

番号 1 番、土地の所在地、大井川字沖重 2566 番、地目は田、面積は 595 m²です。以下 1 筆あり合計で 2 筆、面積が 1044 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 5 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。西部地域から以上です。

番号 2 番をご説明いたします。添付資料は 19 ページから 22 ページです。土地の所在地、仁井田字栄城田 1179 番 4、地目、田、面積、769 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 10,634 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 3 年 8 ヶ月です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 3、添付資料は 23 ページから 25 ページです。土地の所在地、窪川中津川字中屋敷 823 番 3、地目、田、面積、522 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 4,358 m²です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの 1 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 4 番から 8 番までは利用権の設定を受ける者が同じですのでまとめてご説明致します。添付資料は 26 ページから 38 ページです。

番号 4 番、土地の所在、東川角字高岡ノハナ甲 629 番 1、地目、田、面積、1,199 m²。

番号 5 番、土地の所在、東川角字城ガ森甲 1237 番、地目、田、面積、2,136 m²。

番号 6 番、土地の所在、東川角字横田甲 1205 番、地目、田、面積、1,591 m²、外 1 筆で合計 2 筆、面積は 5,660 m²です。

番号 7 番、土地の所在、東川角字南才能甲 1270 番、地目、田、面積、3,325 m²。

番号 8 番、土地の所在、東川角字北才能甲 1285 番、地目、田、面積、2,706 m²、外 2 筆で合計 3 筆、面積は 8,681 m²です。

設定は、番号 4、5 は新規、番号 6 から 8 は更新です。期間は、全て令和 2 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定になります。以上です。

議長

議案第 3 号 番号 1 番から番号 8 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長

番号 1 番、13 番 伊東智江委員。

13 番 番号 1 番について、借受人から確認してきました。借受人は長年にわたり農業をされており、経験も豊富な地域の担い手です。また、今回設定を受ける者の隣接した場所でも水稻を栽培されており、こまめに手入れもされております。年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。土地も元々田であるため、周辺農地に悪影響を及ぼすこともないです。内容も利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 2 番、8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 石田芳秋委員から報告を受けてきました。この方は、地域の担い手でもあり若手でものすごくやる気のある方です。問題ないということでした。以上です。

議長 番号 3 番、6 番 下元誠一郎委員。

6 番 番号 3 番について、借受人から確認してきました。借りる土地は、借受人の目の前にあり、適正に管理出来るものと判断いたします。勤めながら稲作づくりを行っている熱心な地域の貴重な人材です。再設定でもありますので問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 4 番から 8 番までの案件、2 番 掛水誠幸委員。

2 番 4 番から 8 番は借受人が同一ですので私の方で説明させていただきますが、担当委員は西井健夫委員です。4 月 25 日に借受人と面談をしてきたそうです。4 番 5 番は新規ですが今までも作業受託をしており、今回更新の時期がきた 6 番から 8 番に合わせて手続きをしたもので、特に問題はないとの事です。150 日以上農業に従事していること、周辺農地への悪影響がないことも確認されたということです。本人は林業をしていますが、3ha の田んぼの耕作を、土日祝日を利用して耕作をしているので、今までと同じ地域の重要な担い手の 1 人であるということです。以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 3 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について、番号 1 番から番号 8 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号 四万十町農用地利用集積計画の決定について、番号1番から番号8番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号9番から11番の審議を行いますので、10番 山本道雄委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号9番から11番までは、利用権の設定を受ける者が同じですのでまとめてご説明いたします。添付資料は39ページから47ページです。

番号9番、土地の所在地、平野字ツマド1254番、地目、田、面積、1,465㎡。

番号10番、土地の所在地、平野字ツマド1288番、地目、田、面積、1,859㎡、外2筆で合計3筆、面積は6,481㎡です。

番号11番、土地の所在地、平野字ツマド1253番、地目、田、面積、1,992㎡、他3筆で合計4筆、面積は5,652㎡です。設定は新規です。期間は全て令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間です。水稻及び葉たばこ等を輪作しながら栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定になります。以上です。

議長 議案第3号 番号9番から11番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号9番、9番 太田祥一委員。

9番 番号9番から11番は、借受人が一緒なので一括して説明します。現況は田8筆であることを確認しています。借受人は年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。農地に悪影響を与えないことを確認しています。借受人は、認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。それぞれ8枚の田んぼを水稻と煙草の輪作をするということです。以上利用集積計画のとおり問題ないと判断します。

議長 番号9番から11番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号9番から11番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号9番から11番は、原案のとおり可決されました。

10番 山本道雄委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

山本道雄委員、番号9番から11番は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第8 議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。議案第4号 番号4番は、議席番号8番、宮崎恵美子委員が、番号5番は、議席番号9番、太田祥一委員が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、それぞれ退席をしていただき、審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。議案書は、11ページ、12ページとなります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は49ページから57ページをご覧ください。今回は全て再配分となります。

番号1、土地の所在地、奈路字シショウデン1300番、地目、田、面積、502㎡、他2筆、合計3筆で、面積2,710㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和7年11月30日まで。受け手は、認定農業者です。

番号2、土地の所在地、奈路字ナカヂ659番、地目、田、面積、720㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和7年11月30日までです。

番号3番、土地の所在地、宮内字彼岸田1993番2、地目、田、面積、1300㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和8年10月31日までとなっております。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。

議長

番号1番、2番。9番 太田祥一委員。

9番

番号1番2番は、この地区のため池の改修のために再配分の案件です。それぞれ借受人から確認してきました。それぞれ現況は田であることを確認しています。借受人は、150日以上農作業に従事していることを確認しています。農地に悪影響を与えないことを確認しています。番号1番は、支援センターということで問題ないと思います。番号2番については、生姜と水稻を栽培する専業農家で地域の担い手として頑張っております。以上この2件の配分計画案のとおり間違いないと判断します。以上です。

議長 番号3番、2番 掛水誠幸委員。

2番 3番についてですが、借受人から4月25日に確認してきました。借受人は現在4ha余りの米とピーマンを栽培しております。周辺農地への影響もないです。借受人は、長年にわたり農業もしておりますので、150日以上農業をしている事も確認しています。特に問題ないと判断します。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番から3番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番から3番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号4番の審議を行いますので、8番 宮崎恵美子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号4番、土地の所在地、六反地字桑原451番、地目、田、面積、931㎡、外2筆、合計3筆で、面積は、1,411㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和9年10月1日までで、受け手は、新たに設立された農事組合法人です。

議長 議案第4号 番号4番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号4番、7番 浜田大彰委員。

7番 先日、現地にて代表の方と確認してきました。現況は、田んぼ、畑であることは間違いないのですが、3筆出ているのですが、455-1の圃場の方が、色が塗られていませんが456-1とで1枚になっていて、圃場としては2筆でした。去年も里芋を耕作されていまして、この法人は2月に出来たばかりですが、手始めに里芋

を始めたいということで取り組みだしたばかりです。周辺農地への悪影響を与えないことを確認しています。150 日以上農業に従事していることを確認しています。配分計画案のとおりで問題ないと思います。

事務局 さっき指摘を受けた、55 ページの地図が 2 ヶ所しか塗られてないのですが、下の図の 455-1 の下の三角でワの所が本当は塗られてないといけない所です。抜か
っておりました。すみません。

議長 番号 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 4 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 4 番を原
案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 4 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号
4 番は、原案のとおり可決されました。

議長 8 番 宮崎恵美子委員の除斥をとき、着席していただきます。
宮崎恵美子委員、番号 4 番は、原案のとおり可決されました。
続いて、番号 5 番の審議を行いますので、9 番 太田祥一委員は退席をお願いし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 5 番、土地の所在、藤ノ川字島田 18 番、地目、田、面積、1,089 m²。権利
の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和 10 年 12 月 2 日まで。
受け手は、認定農業者です。以上です。

議長 議案第 4 号 番号 5 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説
明をお願いします。

議長 番号 5 番、10 番 山本道雄委員。

10 番 番号 5 番について、借受人の役員さんから話を伺ってきました。現地も確認さ
せてもらいました。以前作っていた方の家族が亡くなったそうで、少し面積を減ら
したいと、この法人にお願いしたということで問題ないと思います。

議長 番号5番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号5番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号5番は、原案のとおり可決されました。

議長 9番 太田祥一委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
太田祥一委員、番号5番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第5号「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書は13ページ、添付資料は、58ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が今回所有権移転をして土地を取得したことになります。大正字土居屋敷457番1、地目、畑、面積、494㎡につきまして、令和2年3月23日受付、登記原因、平成12年2月17日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は、添付資料60ページから61ページ、時効取得の位置図、写真のとおりで、権利者の父の時から畑一部は墓地として管理しております。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を登記原因とする移転、又は、設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を都道府県知事に提出するものとなっております。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 16番 竹内純委員。

16 番 先日、局長、事務局と 3 人で行って来ました。権利者の方から色々話を伺いましたが、権利者の父親が登記されていないまま、管理をしていたようです。父親が亡くなりまして、固定資産台帳を確認したところ、この土地が無かったために、調べたところ義務者の名義になっていたようです。現在は、お茶とか梅、柿等が植えられて、一部は墓地となっています。墓地を見ましたが、昭和 16 年のものもあり、昔から所有していたものと思われまます。

議長 議案第 5 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 5 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 号 議案第 6 号 「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 9 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農林水産課の岡村と申します。座って説明させていただきます。編入案件についてご説明いたします。1、2 ページに一覧がありますのでご覧ください。今回の編入案件につきましては、令和 2 年度から中山間地域等直接支払制度に新規加入するために編入すると申出のあった農地 24 筆 17,359.31㎡と農地中間管理機構関連農地整備事業で基盤整備を行う 3 筆 3,271㎡の合計 27 筆、20,630.31㎡が新規に編入したいと申出がありました。続きまして、除外案件につきまして説明します。資料の方は、51 ページからになります。整理番号 1 番から関係者の方は記載のとおりで、農地の方が大字檜生原字ヨソウ屋式 496 番 3、現況地目、畑、地積 155㎡のうち 32.02㎡を墓地に供したいと申出があ

りました。続きまして、整理番号2番、関係者は記載のとおりで、農地は大字中神ノ川字津々良口175番2、現況地目、田、地積140㎡のうち35.44㎡を住居への進入路に供したいと申出がありました。続きまして、整理番号3番、関係者は記載のとおり、農地は大字藤ノ川字下切1193番、現況地目、田、地積、1,950㎡のうち998㎡を住宅用地に供したいと申出がありました。整理番号4番、関係者は記載のとおりで、農地は大字米奥字中山820番1、現況地目、畑、地積、718㎡のうち16.51㎡を携帯基地局に供したいと申出がありました。整理番号5番、関係者は記載のとおりで、農地は大字相去字カシギレ346番2、現況地目、畑、地積、945㎡のうち8.43㎡を携帯基地局に供したいと申出がありました。整理番号6番、関係者は記載のとおりで、農地は大字久保川字琴平ノ下タ54番1、現況地目、畑、地積、363㎡のうち252㎡を宅地に供したいと申出がありました。整理番号7番、関係者は記載のとおりで、農地は大字久保川字琴平ノ下タ54番3、現況地目、畑、地積、247㎡を宅地に供したいと申出がありました。以上、合計7筆、1,589.4㎡について除外したいと申出がありました。以上の案件についてご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

担当課の説明が終わりました。

議案第6号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第6号 四万十町農業振興地域整備計画の変更について異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号 四万十町農業振興地域整備計画の変更については、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長

続いて、日程第11 その他の件について議題とします。

議長 小休にいたします。

議長 正会にします。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度四万十町農業委員会4月
総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時30分